

議案第59号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正す
ることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

平成12年6月26日

三朝町長 吉田秀光

平成12年6月29日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三朝町条例第
21号）の一部を次のように改正する。

別表中

175,000円	280,000円	395,000円	530,000円	715,000円	915,000円
165,000	265,000	365,000	470,000	645,000	845,000
155,000	250,000	345,000	445,000	595,000	785,000
150,000	235,000	320,000	410,000	560,000	745,000
140,000	215,000	290,000	370,000	500,000	670,000
130,000	200,000	270,000	345,000	455,000	625,000

を

177,000円	282,000円	397,000円	532,000円	717,000円	917,000円
167,000	267,000	367,000	472,000	647,000	847,000
157,000	252,000	347,000	447,000	597,000	787,000
152,000	237,000	322,000	412,000	562,000	747,000
142,000	217,000	292,000	372,000	502,000	672,000
132,000	202,000	272,000	347,000	457,000	627,000

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成12年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成12年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

円177,000	円282,000	円397,000	円532,000	円717,000	円917,000
167,000	267,000	367,000	472,000	647,000	847,000
157,000	252,000	347,000	447,000	597,000	787,000
152,000	237,000	322,000	412,000	562,000	747,000
142,000	217,000	292,000	372,000	502,000	672,000
132,000	202,000	272,000	347,000	457,000	627,000